

「建築物石綿含有建材調査者講習」

修了考査 【Ⅳ】

試験年月日 年 月 日 実施

受講番号		氏名	
------	--	----	--

- 1.指示があるまで、問題は見ないでください。
- 2.合格点は、正解が各科目40%以上、かつ全科目で60%以上です。
- 3.試験時間は90分です。
- 4.不正行為が発覚した場合は、直ちに退席いただき、不合格といたします。

得 点

建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 1	点
建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 2	点
石綿含有建材の建築図面調査	点
目視調査の実際と留意点	点
建築物石綿含有建材調査報告書の 作成	点
合 計	点

事務管理者	採点担当者

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 】

問1 「建築物石綿含有調査」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。
- 2 国内では、1960（昭和35）年から、吹付け石綿が販売されていた。
- 3 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- 4 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、オーストラリア、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。

問2 「建築物石綿含有調査」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。
- 2 2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- 3 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が100m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。
- 4 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。

問3 「石綿の定義、種類、特性」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、アモサイトは石綿セメント管にも多く使用された。
- 2 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- 3 角閃石群に分類されるウインチャイト、リヒライトの2鉱物を含むバーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで報告されているが、日本では建材中に存在が確認された報告はない。
- 4 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。

問4 「石綿の定義、種類、特性」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。
- 2 石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。
- 3 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には保温材、耐火被覆材があるが、煙突断熱材はレベル3に分類される。
- 4 石綿の特性として、引張りには弱い、摩擦・摩耗には強い点がある。

問5 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。
- 2 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。
- 3 石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関はない。
- 4 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2 】

問1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体のみが対象となる。
- 2 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当しない。
- 3 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- 4 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。

問2 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられているが、自主施工者に対しては義務付けられていない。
- 2 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- 3 解体等工事が平成18（2006）年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。
- 4 大気汚染防止法において、元請業者が行った事前調査に関する記録の保存については定められていない。

問3 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- 2 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
- 3 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が50万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- 4 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。

問4 「石綿含有建材調査者」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- 2 調査においては、自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。
- 3 石綿含有建材調査者には、石綿の分析技術に関する知識は必要とされていない。
- 4 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識は求められていない。

問5 「事前調査の具体的手順の例」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
- 2 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- 3 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- 4 目視調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問1 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- 2 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- 3 建築基準法では、建築物の利用者、人口密度に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- 4 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が2階にないものは耐火建築物としなければならない。

問2 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法において「壁及び構造上重要ではない間仕切壁」は、建築物の主要構造部である。
- 2 建築基準法第2条5号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。
- 3 建築基準法において「柱及び構造上重要ではない間柱、附け柱」は、建築物の主要構造部である。
- 4 建築基準法において「床及び構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床」は、建築物の主要構造部である。

問3 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。
- 2 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
- 3 建築基準法施行令第1条3号において、「構造耐力上主要な部分」について、建築物の力学的構造に関連する部分を定めている。
- 4 建築基準法において、「2時間耐火」よりも「1時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。

問4 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- 2 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- 3 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- 4 建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

問5 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 防火区画の留意事項として、カーテンウォールと床スラブなどとの取り合い部分（取り付け部）は、床スラブとカーテンウォールとの間のすき間を耐火性能のある不燃材で塞ぐのが一般的である。
- 2 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。
- 3 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- 4 建築基準法で定められている「縦穴区画」について、1969（昭和44）年以降、5層以上の縦穴には、縦穴区画が必要となった。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問6 「建築一般」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm 以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- 2 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
- 3 S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部のうち壁、柱の2点について耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
- 4 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、40分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

問7 「建築設備」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれない。
- 2 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。
- 3 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- 4 昇降機のシャフト（昇降路）に、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿は施工されていない。

問8 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
- 2 スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。
- 3 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
- 4 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも重要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。

問9 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有吹き付けロックウール（湿式）は比重が小さく柔らかいので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹き付け石綿に使用されていると推測できる。
- 2 1954（昭和29年）以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- 3 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「バーミキュライト」と「水」である。
- 4 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹き付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「バーミキュライト」と「水」である。

問10 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。
- 2 レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- 3 石綿含有吹き付けバーミキュライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げであり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。
- 4 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問11 「石綿含有建材」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第一種」の2種類がある。
- 2 屋根用折板石綿断熱材のうち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場で折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。
- 3 けい酸カルシウム系保温材は、現場で粉末状の製品を水と練り合わせ、被保温箇所に塗り込み乾燥硬化させて使用されていた。
- 4 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、煙突用石綿断熱材は、円筒型のみである。

問12 「書面調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- 2 石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査（書面調査）から始まる。
- 3 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
- 4 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、仕様書、設計図、構造計算書、対策記録等を確認することである。

問13 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 施工図の内容は詳細事項が多いため、解説量が豊富で専門知識がなくても理解できる。
- 2 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。
- 3 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
- 4 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、断面図、矩計図、などにあるが、平面図、天井伏図にはない。

問14 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- 2 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- 3 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- 4 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるが、活用した場合に、調査結果に使用・確認した年月日を記載する必要はない。

【 目視調査の実際と留意点 】

問1 「目視調査の流れ」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があるが、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。
- 2 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- 3 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。
- 4 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。

問2 「事前準備」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- 2 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
- 3 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS 専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPAフィルタ付き真空掃除機などがある。
- 4 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。

問3 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
- 2 目視調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
- 3 目視調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料として分析調査することで効率化を図ることができる。
- 4 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。

問4 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終えるようにする。
- 2 目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
- 3 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。
- 4 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているが、建築時期が不明なため、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な参考にはならない。

問5 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 目視調査の最大の留意点は調査ミスをしないことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
- 2 令和3年4月以降において、事前調査で書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- 3 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。
- 4 「目視」による調査とは、「単に外観を見ること」で、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査する必要はない。

【 目視調査の実際と留意点 】

問6 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有建材の調査を行うにあたっては、石綿含有建材かどうかの判断ができればよいので、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する知識は必要ない。
- 2 レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。
- 3 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。
- 4 試料採取をする際の石綿へのばく露防止対策として、石綿含有建材調査者は必要に応じて適切な保護具を装着するとともに、周囲に人がいないことなどを確認することが重要である。

問7 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- 2 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
- 3 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- 4 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤する。

問8 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12カ月以内ごとに1回」、定期に医師による健康診断を受けなければならない。
- 2 レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
- 3 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPAフィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- 4 レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。

問9 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
- 2 せっこうボードの大半は、裏面に表示あり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、JISマーク、製造年などの情報は記載されていない。
- 3 天井点検口の材料は、天井使用材とは異なる可能性があることを考慮する。
- 4 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。

【 目視調査の実際と留意点 】

問10 「試料採取」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
- 2 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- 3 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
- 4 試料採取にあたって、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。

問11 「試料採取」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。
- 2 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。
- 3 吹付け材は、材料組成が「均一」になっている可能性が高いので、代表1か所を採取する。
- 4 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「均一」である。

問12 「試料採取」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「モルタル」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
- 2 吹付け材においては、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものとが混在している時期がある。
- 3 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- 4 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。

問13 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- 2 撮影に際しては、対象物は近接撮影（アップ）を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。
- 3 デジカメはメモ代わりになるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。ただし1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮るのは無駄なこと。
- 4 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。

問14 「建材の石綿分析」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできない。
- 2 定性分析方法3は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
- 3 定性分析方法1及び定性分析方法2は、“アスベストの含有の有無の判定基準”は同じである。
- 4 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。

【 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 】

問1 「目視調査総括表の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- 2 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
- 3 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
- 4 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。

問2 「目視調査総括表の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
- 2 今回調査できなかった箇所欄は、石綿含有建材調査者の見落としと区別する意味においても、階・部屋名などを記載するとともに、図面で図示し（色塗りなど）、その理由も簡潔に記載する。
- 3 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合（〇〇棟）に、各棟が同時期に建築され、仕様が同一であればまとめて記載してもよい。
- 4 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった等の問題で、試料採取が不可能な箇所については、その詳細は記載しなくてよい。

問3 「目視調査個票の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。
- 2 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをする事は避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- 3 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- 4 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。

問4 「調査報告書の作成」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料を分析機関に送付したら、目視調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。
- 2 目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- 3 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているが、分析結果は分析機関に責任があるため、内容についての依頼者への説明は責務の範囲を区別して行うべきである。
- 4 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

問5 「所有者等への報告」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- 2 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。
- 3 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- 4 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。